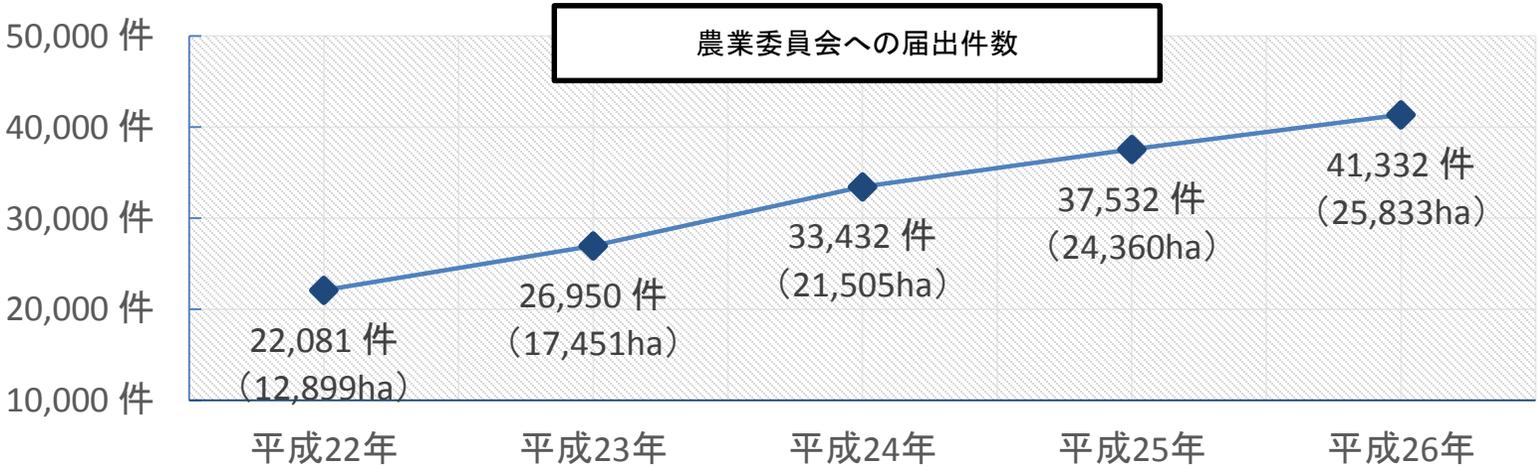


農林水産省の取組①

農地法に基づく相続等による農地の届出制度の状況

- 平成21年農地法改正により、相続等で農地を取得した場合の農業委員会への届出を義務化。
- 9割以上の市町村で死亡関連届出一覧やHPへの掲載等を行うなど、適切に周知。
- 平成26年の年間届出件数は41,332件(25,833ha)であり、平成22年に比べおよそ2倍。



相続未登記農地の実態調査

- 近年、農地について相続が発生しても、登記名義人が変更されず、権利関係が不明確となるケースが多くなっており、担い手への農地の集積・集約化を進める上での阻害要因となっている。
- 農林水産省では、このような相続未登記農地の全国の賦存量を把握するため、農業委員会を通じて、今年度「相続未登記農地等に係る実態調査」を実施。(結果は精査中)

農林水産省の取組②

農地法に基づく所有者不明の遊休農地の公示制度

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 所有者が分からない遊休農地（共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合）については、公示手続で対応。
- 現在1都道府県において、都道府県知事の裁定申請中。

制度の概要

毎年1回、農地の利用状況を調査 遊休農地

- 1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
- 周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている

耕作者不在となるおそれのある農地

- 耕作者の相続等を契機に適正な管理が困難となることが見込まれる

利用意向調査

農地所有者等に対して、

- ① 自ら耕作するか
- ② 農地中間管理事業を利用するか
- ③ 誰かに貸し付けるか

等の意向を調査

所有者等を確認できない旨を公示

農地中間管理機構との協議の勧告

- 意向表明どおり
- 権利の設定・移転を行わない
 - 利用の増進を図っていない

機構に対して所有者からの申出がなかった旨を通知

機構から知事に対して裁定を申請

都道府県知事の裁定

○裁定申請中の農地
・・・8.2ha(8筆)
(8筆中6筆が基盤整備済)